

平成 21 年度「省エネルギー計測監視等推進事業」
 公募説明会（東京追加：7 月 16 日）質疑応答

区分	質問	回答
申請	公募要領 p1,1-2(1)補助対象事業について、補助対象事業として「複数の既築建築物」とあるが、複数の定義は受電点か、建築物の数か。例えば工場敷地内の複数の建物は受電点がひとつだか。	複数というのは地域的に分散している建物を想定しています。ひとつの事業の中で、できるだけ地域にばらつきが出るほうがよいという意図で複数と書いています。
申請	公募要領 p1,1-2(1)補助対象事業について、大きい工場の中に、子会社の事業所がいくつもある場合、受電点がひとつ、会社が複数となる。この場合、まとめて申請したほうが管理も合理的だがどうなるか。また、建物の管理責任者別に申請書を作成すればよいのか。	建築主等が複数であれば、省エネ診断事業者が申請者の場合、申請書は建築主等別に作成し、連番を振ってまとめて提出して下さい。また、管理責任者が建築主等を指すのであれば、管理責任者別に申請書を作成して下さい。1つの大きな事業者が複数の小工場が建つ敷地を有している場合には、申請は1件となります。
申請	公募要領 p1,1-2(1)補助対象事業について、建物の中の1フロアにだけ機器を導入したい場合は申請できるか。	テナントで入っている事業者が「建築主等」に相当します。ただし、機器の設置等について建物のオーナーに事前に承諾をとり、採択後に承諾書を提出していただく必要があります。
申請	公募要領 p2,1-2(2)補助対象事業者について、業種の「その他」に中小工場が含まれるということだが、第一種、第二種エネルギー管理指定工場でも対象となるのか。	中小の定義は定めていません。 （「公募説明会（訂正回答及び保留分）問答集」参照）
申請	公募要領 p2,1-2(2)補助対象事業者について、中小工場の定義がないということだが、何らかの形で中小工場の定義は明示されるのか。	（「公募説明会（訂正回答及び保留分）問答集」参照）

区分	質問	回答
審査手続	公募要領 p2,1-2(2)補助対象事業者について、選定理由ははっきりと公表されるのか。	公表する予定はありません。
申請	公募要領 p2,1-2(2)補助対象事業者について、補助対象事業者は20事業者程度、約1,000施設とあるが、当社では首都圏に240店舗ほど飲食店を持っている。申請する施設の数に制約はあるか。	制限はありません。ただし、予算の制約等により、計測対象施設数を減らしていただく相談をする可能性はあります。
審査手続	公募要領 p2,1-2(2)補助対象事業者について、240店舗申請し、かかる費用が6,000万円程度と低額な場合、採択されやすいか。	採択されやすいかどうかを回答する立場にありません。
申請	公募要領 p2-3,1-2(2)②補助対象事業者の種類について、省エネ診断事業者は補助対象事業者にはなれるが、建築主等の共同申請者にはなれないのか。	基本的には補助金は機器を購入した人に支払われるため、建築主等の申請を想定しています。ただし、今回の事業では省エネ診断事業者が主体的に建築主等に事業への参加を働きかける場合もあると考えられるため、申請者として認めることとしています。なお、申請のきっかけが省エネ診断事業者の働きかけであったとしても、省エネ診断事業者が申請者となる義務はありません。
申請	公募要領 p2-3,1-2(2)②補助対象事業者の種類について、申請者が建築主等の場合、省エネ診断事業者は外注となるのか。例えば建築主が共同したいといった場合でも共同事業者にはならないのか。	外注を想定しています。
経費	公募要領 p2-3,1-2(3)①補助対象区分について、コントロール機器も補助対象に入るのか。	公募要領 p5 に記載がある通り、基本的機能以外の機能については不可分離的な場合は対象となる可能性があります。対象となるのは本事業を実施するにあたって有効なものです。様式 2、3-1 (3) に有効性を記載し

区分	質問	回答
		ていただければ審査の対象となります。
経費	公募要領 p2-3,1-2(3)①補助対象区分について、今回の事業は新しく設置した計測機器が対象だが、省エネ診断はその機器のみを対象とするのか。	機器がすでについている場合、機器については補助対象とはなりません。 「見える化」して省エネ診断をする範囲は、新たに機器を設置した部分と既設の計測機器分が対象となります。
経費	公募要領 p2-3,1-2(3)①補助対象区分について、すでに計測機器がついている施設も省エネ診断をするのか。省エネ診断の費用はどこまでカバーされるのか。	新しく機器を設置した施設が対象となります。
申請	公募要領 p2-3,1-2(3)①補助対象区分について、ひとつの建物の中で既存の機器があり、さらに機器を設置した場合、省エネ診断費は建物全体が対象となるということによいのか。	建物全体が対象となります。
申請	公募要領 p2-3,1-2(3)①補助対象区分について、計測機器の新設は伴わない場合、省エネ診断費のみの申請もありえるのか。	今回の補助対象とはなりません。
経費	公募要領 p4-5,1-2(3)①補助対象区分について、(p5、上から2行目)「本事業実施上有効である場合には当該機能を含んだ調達経費を補助対象経費として認める」とあるが、機能が不要と判断された場合、減額となるのか。または機器全体が補助対象から外れるのか。	有効でないと判断される場合は、様式2の3-1の記載内容に対し、評価が低くなるということです。機器は評価が低くても他で評価が高ければ、採択される可能性はあります。その場合、減額は難しいため、当該機能を有効に使う方法や他の機器が採用できないか等の相談をする可能性があります。
申請	公募要領 p4-5,1-2(3)①補助対象区分について、変電設備から10個の子メーター（電力計測機器）が分岐している場合、それをまとめて監視できる装置の設置は	計測して「見える化」する機器を設置する経費は補助対象となります。

区分	質問	回答
	補助対象となるのか。	
経費	公募要領 p4-5,1-2(3)①補助対象区分について、今までのデマンド監視装置がついている場合はどうなるのか。	従来のデマンド監視装置とは別にエネルギー計測機器を設置する場合は、新たに設置したエネルギー計測装置に対し補助されます。デマンド監視装置が、本事業でいうエネルギー計測装置と異なるものであれば、同装置の設置の有無は補助対象に関わりません。
事業内容	公募要領 p6-7,1-2(3)⑥機器および委託先選定について、計測装置の選定に際し、基本機能にプラスαの機能がついた機器と、基本機能のみの機器の見積もりをとり、前者のほうが安かったためにそちらを選定した場合、選定理由になるのか。	選定理由となります。
申請	公募要領 p6-7,1-2(3)⑥機器および委託先選定について、省エネ診断事業者の選定とあるが、省エネ診断は建築主等の自社内で行わず、外部へ発注することが必須なのか。	建築主等ご自身が実施してもかまいません。補助金の趣旨として優れた事業者を選定したいということがあるため、実績を書く欄を設けています。従って自社内で行う場合でも省エネ診断の実績を記入していただき、それも審査の対象となります。
事業内容	公募要領 p6-7,1-2(3)⑥機器および委託先選定について、申請までに省エネ診断事業者を選定する必要があるか。	外注の場合は事業者名を入れていただく必要があります。予定先を記入して下さい。ただし発注と契約は補助金交付決定後として下さい。
事業内容	公募要領 p6-7,1-2(3)⑥機器および委託先選定について、3) 委託先の選定にあたって、競争入札による調達、委託先の選定が困難な場合にはその理由を示すこととあるが、様式2の5に記載するものか。	3) は上記（省エネ診断事業者、機器の選定）以外であり、工事を想定しています。省エネ診断費、機器については価格要件を必須としません。工事は一般競争入札か三社相見積もりと考えています。
経費	公募要領 p6-7,1-2(3)⑥機器および委託先選定について、省エネ診断費、機器については相見積	必須ではありません。よい事業者を選んだという理由を記載して下さい。

区分	質問	回答
	もりを取るといふことか。	
事業内容	公募要領 p11,3-5 提出書類について、実績報告書は、ボリューム的にはどの程度のものか。	実績報告書は経理関係のものであります。交付規定の様式7に従い、どういった補助金を申請しているかの概要を記載して提出して下さい。
審査手順	公募要領 p12~13,4-1 審査について、省エネルギー量はどのように審査されるのか。	結局は見込みなので、必ずしも多ければよいというものではありません。根拠とその妥当性が審査されます。
事業内容	公募要領 p12~13,4-1 審査について、省エネルギー量は正確には計測しないと分からないと思うが、算出の根拠として、経験知的に5%減る、というような理由でもよいのか。	根拠を記載して下さい。
事業内容	公募要領 p16,7 年間スケジュールについて、中間検査までにどの程度データを収集しなければならないという制限はあるか。	制限はありませんが、できるだけ多くのデータが収集改修できることを期待します。
事業内容	公募要領 p16,7 年間スケジュールについて、工事が間に合わず、中間検査時点でデータの回収が出来ていない場合はどうなるか。	ペナルティはありません。スケジュールで示していただいたものと大きな乖離がある場合には、できるだけスケジュール通りに進めるための措置を、お互い協力の上で取るようになります。
事業内容	様式2について、(1-3) 目標とするエネルギー削減量は省エネ診断によって見込める削減量となるのか。	設備更新等も見込んだ上での削減量となります。
事業内容	様式2について、(2-1) 計測単位とはそれぞれの施設の数か。	計測単位はエネルギー単位のことです。どこまで細かい数値を取れるかということをお訊いています。したがって、「1kWh」や「100Wh」などの表記をして下さい。
事業内容	様式2について、(2-1) 計測ポイント数の合計は機器の数に計測ポイントを乗じた数でよいのか。	その計算で算出した数を記入してください。
経費	様式2について、(9) 省エネ診	省エネ診断事業者が申請者の場合は、交通費

区分	質問	回答
	断にかかる経費は人件費のみが補助対象ということだが、旅費・交通費等は含まれないのか。あるいは、委託の場合、旅費等はどうか書けばよいのか。	等の経費は補助対象外となります。 委託費の場合には、省エネ診断の成果に対して対価を支払う契約となるため、費用の内訳は関知いたしません。
経費	様式 2 について、(9) 経費明細の計画はどの程度細かく明細を出せばよいのか。「工事費一式」というような書き方は可能か。	工事については配線などある程度細かく書けると考えています。できる限り細かく記載して下さい。
経費	様式 2 について、(9) 経費明細に業者の見積もりを添付する必要があるか。	申請時には必要ありません。
審査手続	採択された後に申請を取り下げることが可能か。例えば社内の稟議が通っていない段階で申請せざるを得ない場合、採択後に稟議が通らずに取り下げるといった場合があると考えるが。	取り下げの書類は存在していますが、なるべくそういうことがないようにお願いします。
審査手続	実施段階で金額の減額は可能か。	予算の関係もあるので、申請した補助金交付額や計測対象施設の数等について、交付決定前に相談する可能性があります。
事業内容	次年度以降に計測ポイントの追加等が発生した場合や、ソフトウェアのバージョンアップが必要となった場合は問題ないか。	同じソフトウェアを自費でバージョンアップする分にはかまいませんが、違うソフトウェアを入れるのは問題です。補助金返還の対象となります。
来年度	改正省エネ法により、エネルギー使用量が年間 1,500 キロリットル以上の事業者は来年 6 月から既存設備に関して 5 年間で 5% 以上削減しなければならないため、来年設備を更新する可能性が高いが、問題ないか。	本事業外の話であればかまいません。設備更新はやっていただきたいと考えております。
申請	今回の事業は単年度事業なのか。	単年度事業です。

区分	質問	回答
申請	本説明会の質問および回答は日本総研のホームページに掲載されるのか。	掲載します。